

第3号議案

滋賀県立図書館協議会委員の解嘱に係る臨時代理の承認について

下記のとおり臨時に代理した滋賀県立図書館協議会委員の解嘱については、これを承認する。

令和7年4月9日

滋賀県教育委員会

(記)

滋賀県立図書館協議会委員の解嘱について、滋賀県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（昭和63年滋賀県教育委員会規則第4号）第4条の規定に基づき、臨時に代理する。

令和7年3月31日

滋賀県教育委員会教育長 福永 忠克

1 委員を解嘱する者

令和7年3月31日付け

機関の名称	氏名	所属等
滋賀県立図書館協議会	なかじま じゅんこ 中島 純子	滋賀県学校図書館協議会会長 東近江市立蒲生西小学校校長

2 解嘱理由

当該委員が滋賀県公立学校教員を退職することにより滋賀県学校図書館協議会会長を辞するため。